

## 「<資産運用コンサルティングのポイント Vol.25～ 資産運用商品としての保険の注意点 ～前篇～>」



株式会社 ZUU の富田和成です。「保険」と聞くと、万が一の時のために備えるものという印象が強いと思いますが、保険も金融商品であり資産運用の対象でもあります。かつてのバブル期には、予定利率が5%を超えており、15年から20年程度の一時払いの保険商品だと、支払った保険料の2倍以上の満期保険金を受け取れる商品もあったほどです。

最近では、収益源として銀行や証券会社も運用商品としての保険を売るようになりましたが、商品内容がわかりにくいとの声を耳にします。そこで、2回にわたり、運用商品としての保険に加入する場合の注意点について解説していききたいと思います。

### ■運用商品としての保険

保険には、いわゆる保障性の高い「掛け捨て」と呼ばれる商品と、貯蓄性の高い商品とがあります。

前者には「定期保険」があり、非常に安い保険料で高い保障が得られます。ただし、途中解約しても解約返戻金はわずかであり、満期が来ても支払った保険料は戻ってきません。

後者では、「終身保険」や「養老保険」が代表的な商品です。これらの保険は、時期にもよるが、途中解約してもある程度の保険料は戻ってきます。また、養老保険では満期に支払った保険料以上の満期保険金を受け取れるのが一般的です。運用商品としての保険という場合、この貯蓄性の高い保険を指すことが多いです。

### ■保険料の支払い方法

保険商品には、毎月保険料を支払うタイプの保険と、契約時点で一括して支払う一時払いの保険とがあります。毎月払いの保険は、大金がなくとも保険に加入できるというメリットがあります。一方の一時払いは、はじめから大きな金額で運用ができるのでリターンが大きいのが特徴です。

### ■『終身保険』のメリット・デメリット

終身保険は、期限なく死亡した場合に保険金が支払われる保険です。特に一時払い終身保険は、定期預金などに比べ運用利回りがよく、一定期間経過後は支払った保険料以上の解約返戻金を受け取れるので、資産運用としても有効となっています。

また、生命保険金は、みなし相続財産として500万円×法定相続人数までは非課税なので、税制上のメリットもあります。一方、維持コストがそれなりに掛かるので、短期で解約する場合には損失が発生するというデメリットも覚えておくべきでしょう。

## ■ 『養老保険』の運用商品としての魅力は下がっている

養老保険とは、保証期間内に死亡した場合に保険金が支払われるほか、満期時にも保険金が支払われる保険です。予定利回りが高い時期には、貯蓄商品として人気でしたが、低金利の長期化により元本割れすることがあり、運用商品としての魅力は少なくなりつつあります。

>>更に資産運用に関する情報を見られたい方はこちら。

<http://www.nichizei.com/fpforum.html>

<著者プロフィール>

富田和成 株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

[http://zuu.co.jp/company/ceo\\_message](http://zuu.co.jp/company/ceo_message)

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在、ビジネススクール（金融商品の組成、マーケット・企業分析、ポートフォリオ理論、オルタナティブ投資などを学ぶ）への留学やタイへの駐在などを経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。2013年3月に野村証券を退職し、「金融×IT」で時価総額100兆円を超える世界一の企業を創るべく、株式会社ZUUを設立。設立から約1年半で10種類の金融・経済関連メディアを立ち上げ、配信先含めて月間1,000万アクセスを超える日本最大級の金融・経済サイトへと成長させる。月間2万人を超える資産アドバイザーが訪問する専門サイトZUU Advisors Supportを運営するなど専門家向けのサービスも行っている。

参考：ZUU Advisors-Support： <http://support.zuoadvisors.com/>

：ZUU online： <http://zuuonline.com/>

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488